

務 税 だより



税に関する手続きのお知らせ

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局（春日井市）で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車

廃車・譲渡したら

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

購入したら

印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所

小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車（1268から2508）

愛知県軽自動車協会小牧分室

家屋調査にご協力を

令和2年1月2日以降に完成（新築・増築）した家屋（居宅・車庫・物置等）については、令和3年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。事前に調査日時を調整し、当日は職員が訪問します。

調査は、家の中に入らせていただき、税金の説明と建築確認や建築図面などをもとに各部屋の資材を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ先 税務課

☎95-1113

固定資産税の前納報奨金制度の廃止

令和3年度から、固定資産税の前納報奨金制度を廃止します。制度廃止へのご理解と、引き続き納期内納付にご協力をお願いします。

現在、口座振替で全期前納されている方で、期別ごとの口座振替に変更をご希望の方は、当初納税通知書

に同封した前納停止依頼書（ピンク色の用紙）を2月末日までに税務課まで提出してください。

問合せ先 税務課

☎95-1114

緑化事業に対して補助しています

町では、「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」（財源：県の「あいち森と緑づくり税」）に基づく間接補助事業を実施しています。

町内で、町民や事業者が行う屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化、生垣設置のうち、一定の要件を満たす緑化事業について、事業費用の一部を補助しています。

対象緑化事業

▽屋上緑化、壁面緑化、空地緑化、駐車場緑化 緑化対象面積の合計が50㎡以上
▽生垣設置 延長が15m以上

※その他にも要件がありますので、必ず工事着手前にご相談ください（工事着手後の補助はできません）。

補助金額

▽補助対象経費の2分の1以内の額ただし、限度額500万円および基準額
屋上緑化・壁面緑化 3万円/㎡
空地緑化 1万5000円/㎡
駐車場緑化 2万円/㎡
生垣設置 5000円/㎡以内の金額
問合せ先 維持管理課 ☎95-1615

年に一度の健康診査、もうお済みですか？

〜未来の健康は1時間の健診から〜

大口町健康診査の実施期間は10月31日(土)までです。まだ健診がお済みでない方はお早めにご受診ください。



問合せ先 戸籍保険課 ☎95-1116